

SNS等での誹謗(ひぼう)中傷による慰謝料請求 ～インターネットトラブル事例集より～

有名人の悪口を匿名で投稿したら



テレビやネットでの言動が気に入らない有名人の悪口を匿名投稿した A 君。同調する投稿も増え、根拠のない悪口など嫌がらせがネットに広まった。

発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



A 君が発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟(裁判)を起こされてしまった。

考えてみよう！

A. 誹謗中傷 ≠ 批判断意見

多くのSNSサービスには「誹謗中傷禁止」という利用規約があります。相手の人格を否定する言葉や言い回しは批判ではなく、誹謗中傷です。正しく見極め、安易に投稿、再投稿をしないで。

B. 匿名性による気のゆるみ

対面や実名では言えないのに、匿名だと言えたり攻撃性が増したりすること。たとえ匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性が…。

C. カツとなっても立ち止まって

怒りは人の自然な感情ですが、はけ口にされやすいのがSNS。炎上したり訴えられたりしてから、「あんな投稿しなければよかった」と悔やんでも時間は戻せません。書いた勢いで送信しない習慣を！

解説

SNS上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、“立場”や“事実かどうか”を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。

また、誹謗中傷は単に「再投稿」(例: “リツイート”、“リポスト”など)しただけであっても、“広めることに加担した”とみなされます。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人をひどく傷つけます。相手がどのような人であっても、民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪や侮辱罪など)の責任を問われる可能性があります。

投稿・再投稿する前に必ず「自分が言われたらどう思うか」を考え、法律や利用規約等のルールやモラルを意識した正しい利用を心がけましょう。

<参考> ・総務省「インターネットトラブル事例集(2020年度版)追補版」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707660.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745(直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

